

入札公告（建築工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和 8 年 1 0 月 7 日

分任契約担当官
陸上自衛隊金沢駐屯地
第 3 3 6 会計隊長 山崎 誠

1 工事概要

- (1) 工事名 駐屯地構内道路補修工事
- (2) 工事場所 石川県金沢市 1－8（陸上自衛隊金沢駐屯地）
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
駐屯地構内の道路補修工事
- (4) 工 期 **令和 9 年 3 月 3 1 日まで（マニフェスト E 票が生起する場合は E 票の提出も含む）**
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における**令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」及び「舗装工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）**
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でない。
- (4) **防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級）が D 等級以上又は「舗装工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級）が C 等級以上であること。**
- (5) 平成 2 3 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「**土木一式工事**」又は「**舗装工事**」を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 6 5 点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 6 5 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で 6 5 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任又は兼任で配置できること。
ア 二級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
イ 平成 2 3 年度以降入札公告日までに、(4)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、

着工から完成まで従事している。)。なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第 150 号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 近畿中部防衛局が発注した「土木一式工事」又は「舗装工事」のうち、平成 23 年度以降完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。
- (10) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらが同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (12) 近畿中部防衛局管内（大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、滋賀県、和歌山県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県）に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請あり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札に関する事項

〒921-8520 石川県金沢市野田町 1-8 陸上自衛隊金沢駐屯地第 336 会計隊

担当：中野

TEL 076-241-2171（内線 348）

FAX 076-241-2374 MAIL : ma336fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書に関する事項

〒921-8520 石川県金沢市野田町 1-8 陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊営繕班

担当：山本

TEL 076-241-2171（内線 317）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和 8 年 10 月 7 日から令和 8 年 11 月 17 日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までの間を除く。）。

イ 交付場所

(1) アの担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこと。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和 8 年 10 月 19 日 17 時 00 分

イ 提出方法 (1) アに持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のもの

のに限る。) (以下「郵送等」という。) 又は電子メールにより提出

(4) 入札書入札書及び工事内訳明細書の受領期限等

ア 提出期限 令和8年11月16日(月) 17時00分

イ (1)に持参又は郵送等により提出

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年11月17日(火) 11時00分

イ 場所 陸上自衛隊金沢駐屯地 商議室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除

(3) 契約保証金免除。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもった契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(予決令第86条の調査を受けたものとの契約については請負代金額の10分の3)以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判別し難い入札

※押印を省略する場合は押印に代えて、責任者及び担当者氏名及び連絡先を記入

(5) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否

落札者は落札決定後、契約書を陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」の様式により遅滞なく作成し提出することとし、適用する特約条項として「談合等の不正防止に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を付す。

(11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は、入札説明書による。

(13) 本公告は、陸上自衛隊金沢駐屯地第336会計隊のほか、陸上自衛隊鯖江駐屯地第336会計隊鯖江派遣隊、陸上自衛隊富山駐屯地第336会計隊富山派遣隊及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページに掲示

申込日年月日： . .

参 加 申 込 票

注意事項等

1 入札参加を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を送付いただく前に、本申込票に必要事項 (太枠線内) を記入し下記の3の連絡先までFAX (メール) してください。また、参加を予定している入札の区分の欄に、チェックの表記をお願いします。

2 連絡先

第336会計隊 契約班 担当：中野

TEL 076-241-2171 (内線：348)

FAX 076-241-2374

3 入札関係書類等について

参加申込確認後、メールまたはFAXの方法にて送付致します。

公 開 日	令和8年10月7日	
件 名	駐屯地構内道路補修工事	
入 札 日 時	令和8年11月17日 (火) 11時00分	
入 札 場 所	陸上自衛隊金沢駐屯地 商議室	
会 社 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
メールアドレス		
担 当 者 名		
参 加 方 法	持 参	郵 便
(該当する欄に ○をして下さい)		

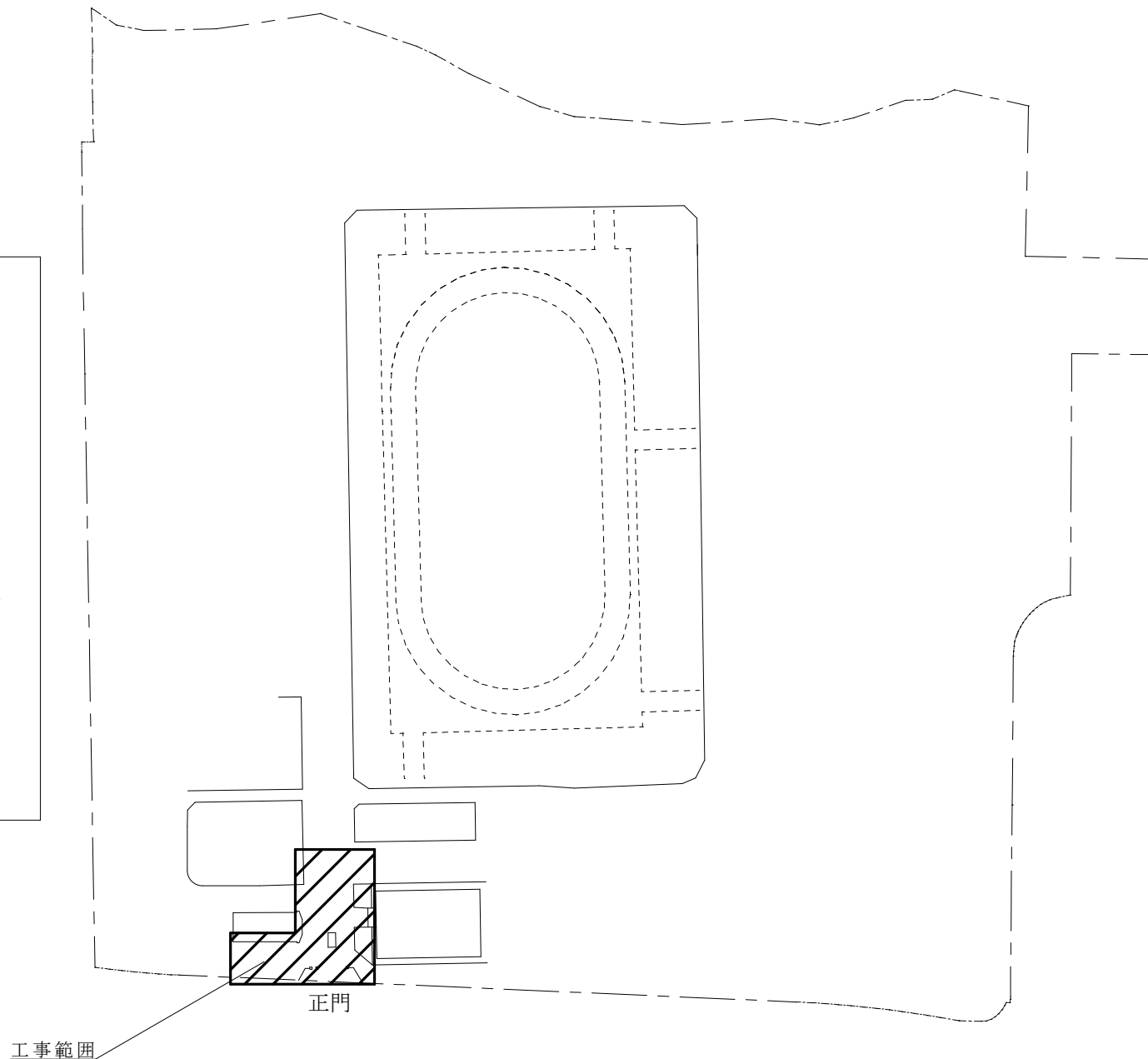
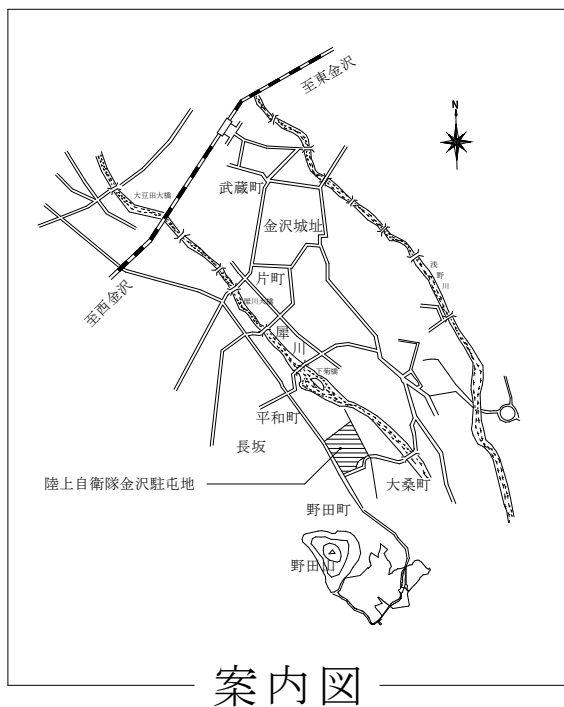
駐屯地構内道路補修工事

仕様書番号	金沢駐業C 0 0 3 3					
件 名	駐屯地構内道路補修工事		図面番号	1 / 7		
図面名称	表 紙		縮 尺	—		
業務隊長	管理科長	営繕班長				設計

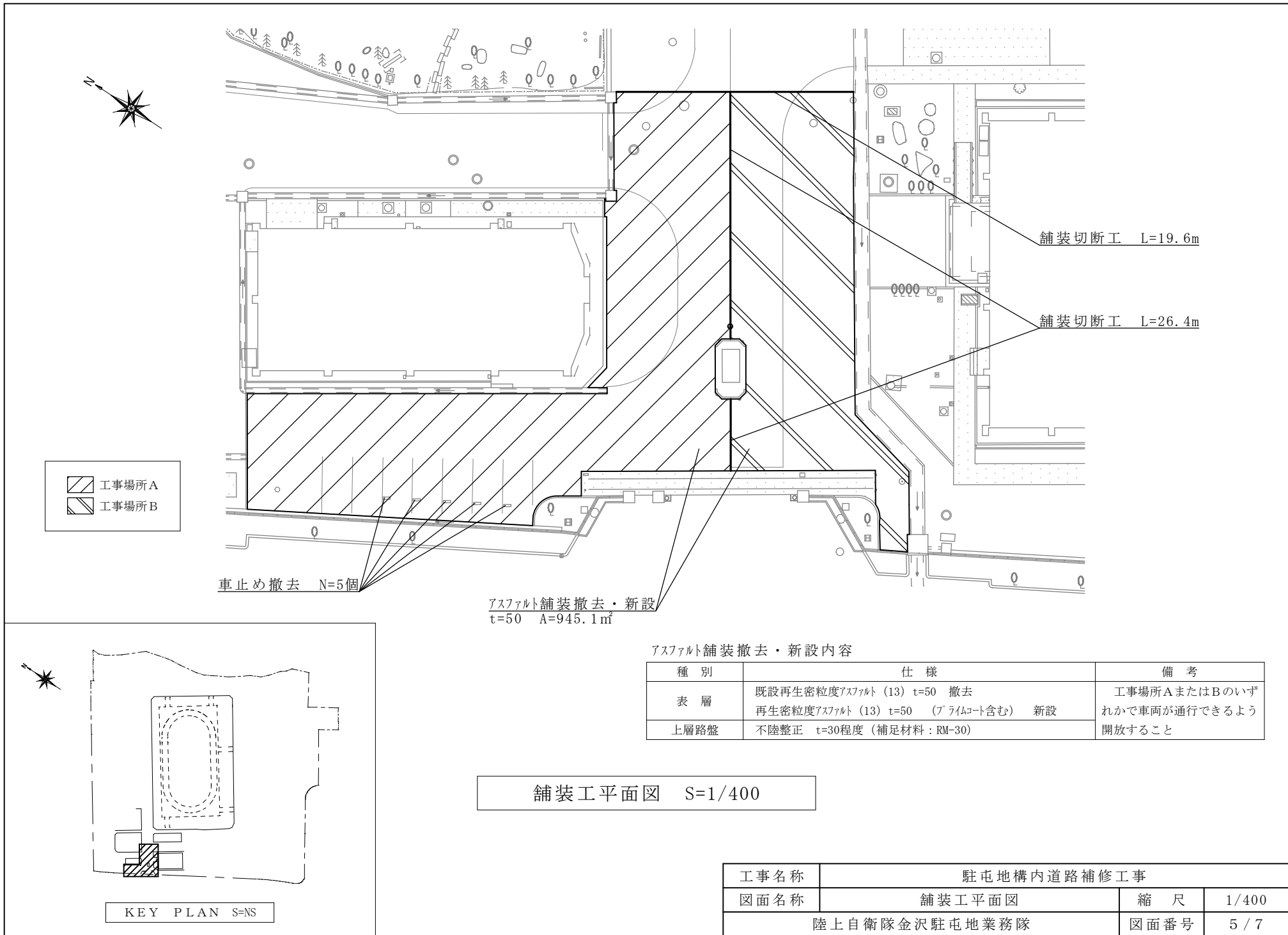
陸上自衛隊仕様書

物品番号			図面番号	2 / 7	
件 名	駐屯地構内道路補修工事		承認年月日	令和 8 年 9 月 2 9 日	
			作成年月日	令和 8 年 9 月 2 9 日	
			変更年月日		
			作成部隊等	金沢駐屯地業務隊	
1 工事場所 石川県金沢市野田町 1 番 8 号（陸上自衛隊金沢駐屯地）					
2 工事期間 契約締結日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日 （産業廃棄物処分含む）					
3 工事概要					
区 分		概 要		数 量	
土木工事		駐屯地構内道路アスファルト舗装撤去及び新設、区画線工事		1 式	
4 一般事項					
(1) 本工事は、本仕様書及び図面によるほか、防衛省整備計画局制定「土木工事共通仕様書」、その他関係法令、メーカー仕様及び監督官の指示に基づき実施すること。					
(2) 図面若しくは仕様書に不明な事項、又は疑義が生じた場合は、監督官と協議し、仕様書等に記載がない事項で技術上必要なものは、請負者の責任において良心的に作業すること。					
(3) 請負者は、作業実施に先立ち、監督官と協議の上で作業工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち作業を実施すること。					
(4) 請負者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において、写真撮影を実施すること。項目は、着手前・作業中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とする。また、写真は工事完了後、速やかに印刷し、整理して 1 部提出すること。					
(5) 工事は請負業者の責任作業とし、工事に際し破損した部分については監督官へ報告の上、指示に従い速やかに復旧すること。					
(6) 工事に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議の上、指示に従い実施すること。					
(7) 自衛隊施設からの電気・水は原則として使用しないものとする。ただし、使用する場合はメーター等を設置し、部隊側算定に基づき有償とする。					
(8) 本仕様書及び図面に記載されている寸法等については、あくまで標準寸法であるため、実際の工事に際しては必ず現地にて採寸を行い実施すること。					
(9) 発生材等 本工事で発生した金属類で売却可能なものについては、種類毎に整理・重量を測定し、発生材調書とともに、官側に引継ぐものとする。この際、官側の指示する場所（金沢駐屯地内）へ運搬すること。なお、産業廃棄物については場外処分とし、産業廃棄物マニフェスト（A 票～E 票）の写しを提出すること。ただし、工事期間内までに E 票の提出が間に合わない場合、A 票のみを工事期間内までに提出し、処分完了後、一式を提出すること。					
(10) 工事に際し、新設又は既設部分への補強・養生等が必要と考えられる箇所については、適切に処置を施すこと。					
(11) 本工期は、工事期間中の土日祝を作業不能日として見込んでいる。ただし、やむを得ない理由により作業が必要な場合は、監督官と協議するものとする。					
(12) 本工事の入門時間は、午前 8 時 1 5 分から午後 5 時までとする。ただし、これを越える時間については、監督官と協議するものとする。					
(13) 現場の納まりや取り合わせ等により、材料の寸法・取付位置若しくは取付工法等を変更する場合は、監督官の指示を受けて行う。また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合においては、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。					
(14) 作業中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。					
(15) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。					

	図面番号	3 / 7
5 特記事項		
(1) 使用材料は下表及び図面による。		
材料名	規 格	備 考
再生密粒度アスコン (13)	JIS K 2207 (石油アスファルト) に準ずる	
プライムコート	JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) PK-3	散布量1.2L/㎡
再生粒度調整碎石 (RM-30)	JIS A 5001 (道路用碎石) に準ずる	
トラフィックペイント	JIS K 5665 (道路用) 3種1号 (熔融式)	白, t=1.5
(2) 工事に使用する材料は全て新品とし、規格・品質等が示されていないものについては、見本等を提出し、監督官の承認を得てから使用するものとする。また、特記事項にないものは、J I S規格及び各種協会規格に合致したものを使用するものとする。		
(3) 不陸整正は厚さ30mm程度とし、振動ローラ等で入念に締固めを行うこと。		
(4) 工事に伴う交通規制は最小限とし、ロードコーン設置等の安全対策は請負者にて実施すること。		
6 提出書類		
(1) 工程表	・・・	1部 (契約締結後速やかに)
(2) 現場代理人等指名・変更通知書	・・・	1部 (〃)
(3) 着工届	・・・	1部 (〃)
(4) 完成通知書、引渡書	・・・	1部 (完了後速やかに)
(5) 出荷証明書	・・・	1部 (竣工後速やかに)
(6) 材料搬入報告書	・・・	1部 (完了後速やかに)
(7) 工事日誌、工事写真	・・・	1部 (〃)
(8) 発生材引継書	・・・	1部 (〃)
(9) 施工体制台帳 (下請業者を用いる場合	・・・	1部 (契約締結後速やかに)
(10) 使用材料承認願・使用材料カタログ	・・・	1部 (使用材料発注前に速やかに)
(11) その他監督官に指示された書類		
7 検 査		
本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後、検査官の再検査を実施し、検査合格をもって完了とする。		



工事名称	駐屯地構内道路補修工事		
図面名称	案内図・配置図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊		図面番号	4 / 7



アスファルト舗装撤去・新設内容

種別	仕様	備考
表層	既設再生密粒度アスファルト (13) t=50 撤去 再生密粒度アスファルト (13) t=50 (プライムコート含む) 新設	工事場所AまたはBのいずれかで車両が通行できるように開放すること
上層路盤	不陸整正 t=30程度 (補足材料: RM-30)	

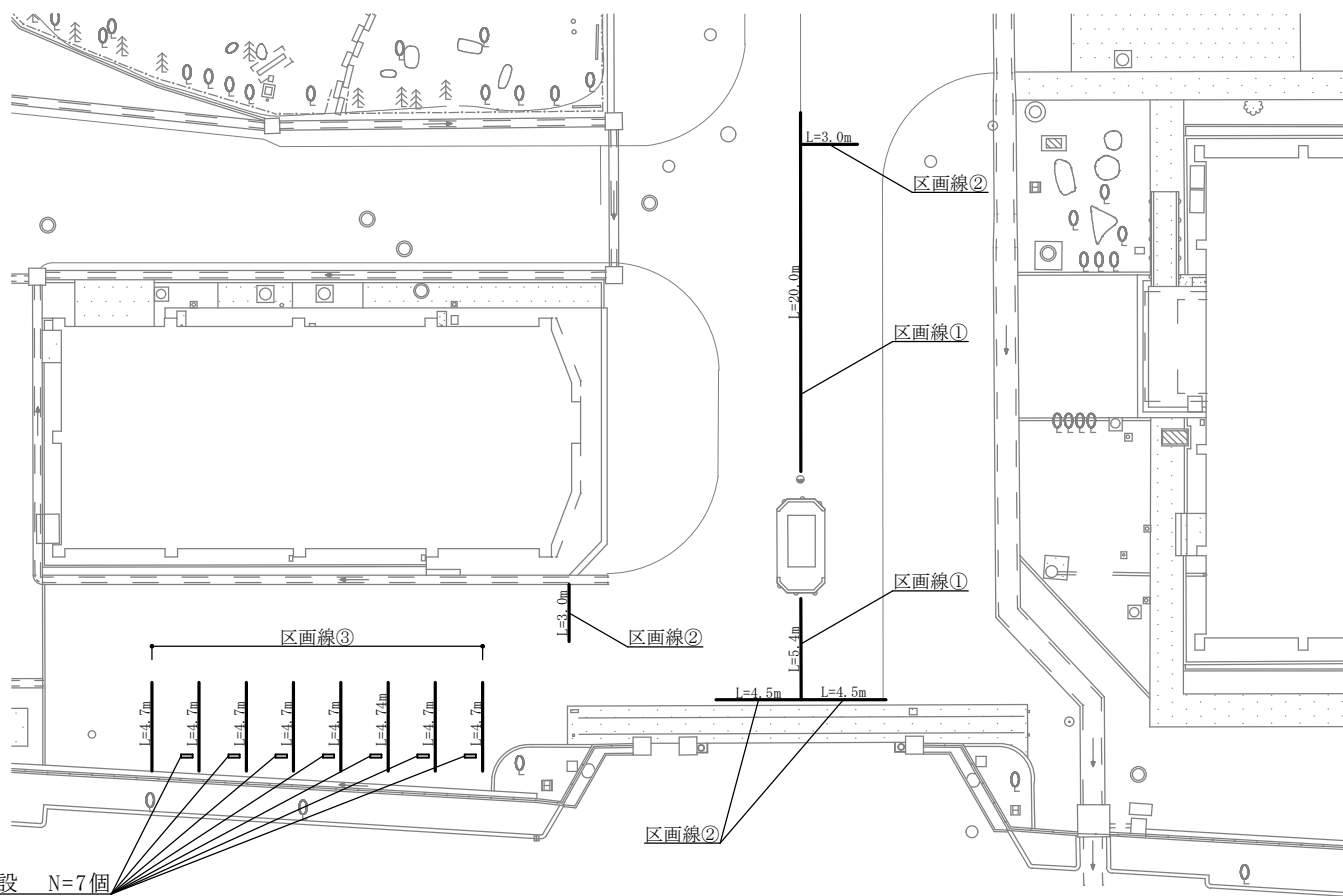
舗装工平面図 S=1/400

工事名称	駐屯地構内道路補修工事		
図面名称	舗装工平面図	縮尺	1/400
陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊		図面番号	5 / 7

KEY PLAN S=NS



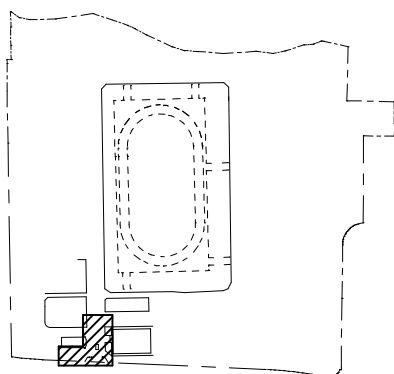
車止め新設 N=7個



区画線工内容

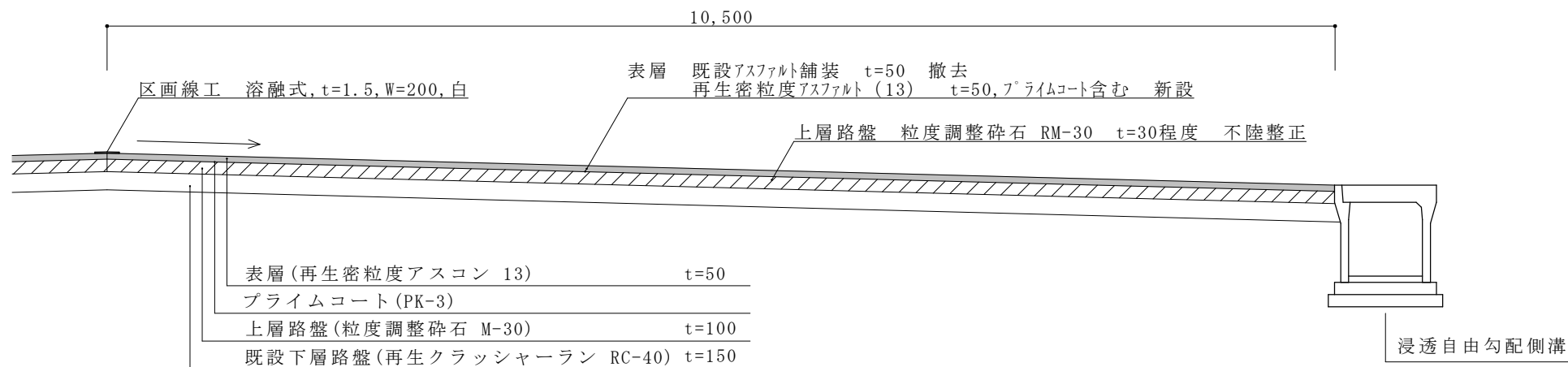
種 別	名 称	規 格	数 量
区画線①	区分線	溶融式 W=200, t=1.5, 白	25.4m
区画線②	停止線	溶融式 W=450, t=1.5, 白	15.0m
区画線③	駐車ます	溶融式 W=150, t=1.5, 白	37.6m

区画線工平面図 S=1/400

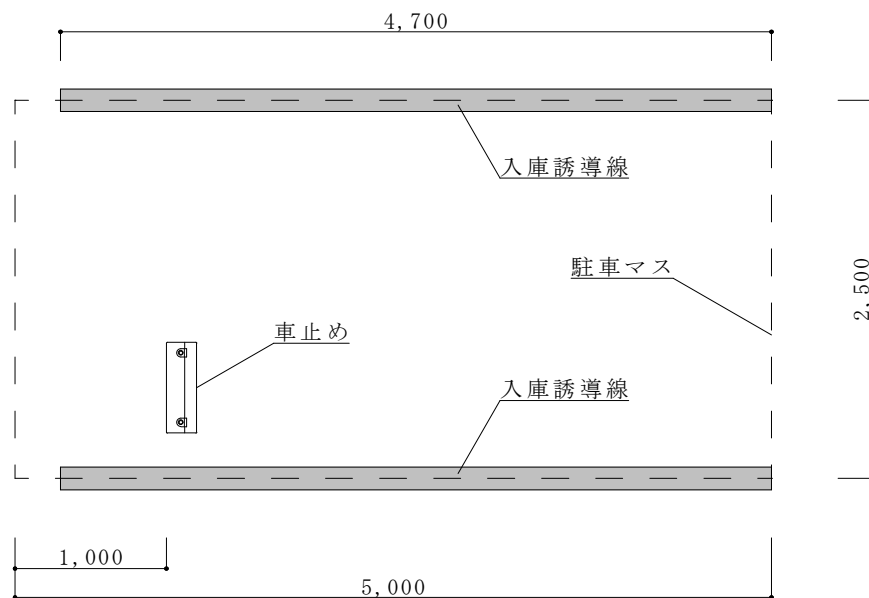


KEY PLAN S=NS

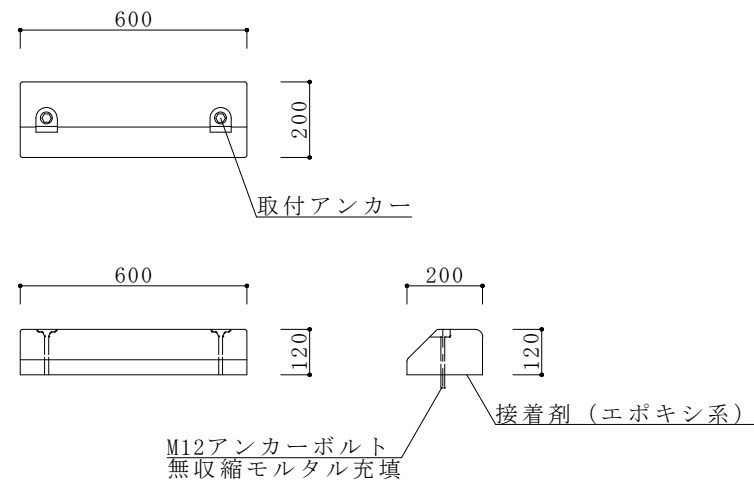
工事名称	駐屯地構内道路補修工事		
図面名称	区画線工平面図	縮 尺	1/400
陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊		図面番号	6 / 7



舗装工 標準断面図 S=1/50



駐車場標準平面図 S=1/50



車止め標準図 S=1/20

工事名称	駐屯地構内道路補修工事		
図面名称	道路標準断面図	縮尺	図示
陸上自衛隊金沢駐屯地業務隊		図面番号	7 / 7

入札説明書

陸上自衛隊金沢駐屯地第336会計隊の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年10月7日

2 契約担当官等

分任契約担当官陸上自衛隊金沢駐屯地第336会計隊長 山崎 誠

〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8

3 工事概要

(1) 工事名

駐屯地構内道路補修工事

(2) 工事場所

石川県金沢市野田町1-8（陸上自衛隊金沢駐屯地）

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり

(4) 工 期

契約締結日から令和9年3月31日まで（マニフェストE票の提出を含む）

(5) 使用する主要な資機材

仕様書のとおり

(6) その他

ア 本工事は、**工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事**である。

イ 本工事は数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における**令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格**（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**土木一式工事**」及び「**舗装工事**」で**級別の格付**を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「**土木一式工事**」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）が**D等級以上**又は「**舗装工事**」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）が**C等級**

以上であること。

- (5) 平成23年度以降から当該入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、「土木一式工事」又は「舗装工事」を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任又は兼任で配置できること。

ア 二級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 近畿中部防衛局が発注した工事のうち、平成23年度以降入札公告日までに完成・引越しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。なお、この場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合（共同企業体を含む。）の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) 近畿中部地方の各県内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 担当部局

〒 9 2 1 - 8 5 2 0 石川県金沢市野田町 1 - 8

陸上自衛隊金沢駐屯地第 3 3 6 会計隊契約班

担当者 中野

T E L 0 7 6 - 2 4 1 - 2 1 7 1 （内線 3 4 8）

F A X 0 7 6 - 2 4 1 - 2 3 7 4

M A I L ma336fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4 (2) の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4 (1)、(3) 及び(5) から(13) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて 4 (2) 及び(4) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記 4 (2) 及び(4) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

本公告の日の翌日から令和 8 年 1 0 月 1 9 日 1 7 時 0 0 分まで。（行政機関の休日を除く）の毎日、午前 8 時 1 5 分から午後 5 時まで。（正午から午後 1 時までの間を除く。）

イ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下、「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

ウ 提出場所

上記 5 に同じ。

- (2) 申請書は、「一般競争参加資格確認申請書（属紙第1）」により作成する。
作成要領は付紙「標準競争参加資格確認申請書作成要領」を参照
- (3) なお、アの実績及びイの経験については、**平成23年度**以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（属紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記載する。
記載様式は属紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4番1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を「工程表（属紙第4）」に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

オ 情報保全に係る履行態勢についての確認

平成29年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は「誓約書（属紙第5）」を提出し、過去実績を有していない者は「誓約書（属紙第6）」を提出すること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により書面又はFAX若しくは電子メールに、令和8年10月20日まで通知する。
- (5) その他
- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。
- ア 提出要領
書面（様式は自由）を上記5に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
 - イ 提出期間
上記6(4)の通知の日から令和8年10月27日17時00分まで。
- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和8年11月4日17時00分までに説明を求めた者に対し、書面又はFAX、電子メールにより回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。
- ア 書面（様式は自由）を上記5に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
 - イ 提出期間
本公告の日の翌日から令和8年10月29日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和8年11月16日17時00分までに、上記5において閲覧に供する。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。
- (2) 入札書の提出期間、提出場所等
- ア 提出期間
令和8年11月16日（月）17時00分まで
 - イ 提出場所
上記5に同じ。
 - ウ 提出方法
入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を

記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として、初度を含めて2回までを限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除。ただし金融機関若しくは保証事業会社の保証をもった契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けたものとの契約について請負代金額の10分の3）以上とする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。また、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）を明記すること。

イ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間 上記9(2)アに同じ。

イ 提出方法 上記 9 (2) ウを参照。

ウ 提出場所 上記 5 に同じ。

- (4) 提出された工事費内訳明細書は、返却しない。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、属表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開 札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 **令和 8 年 1 1 月 1 7 日 (火) 1 1 時 0 0 分**

イ 開札場所 陸上自衛隊金沢駐屯地 商議室

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

13 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時に於いて 4 に掲げる資格のない者のした入札

- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し

た他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 情報保証保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、「業務従事者一覧（属紙第7）」から「取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料（属紙第10）」までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

16 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊金沢駐屯地第336会計隊で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

- 18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。
- 19 契約書作成の要否
作成する。
- 20 前金払
請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に請負金額の10分の4以内の範囲で前金払いに応ずる。低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- 21 火災保険付保の要否
要
- 22 再苦情申立て
契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (1) 提出期間 **令和8年11月13日（金）17時00分まで。**
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。
- 23 関連情報を入手するための照会窓口
上記5に同じ。
- 24 その他
- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各 1 部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、1 部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金

の切手を貼付した長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。F A X 又は電子メールにより

申請する場合は、この限りではありません。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。

元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「**土木一式工事**」又は「**舗装工事**」の工事を施工した実績を有すること。

- (2) 記載する工事は、平成 1 8 年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを 1 件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は 3 件程度まで記載されても可とします。

- (3) 記載する工事が、平成 1 3 年 1 2 月 2 5 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

- (6) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成18年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

(1) 提出場所

〒921－8520 石川県金沢市野田町1－8
陸上自衛隊金沢駐屯地第336会計隊契約班
担当：中野

(2) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）、FAX又は電子メールとする。

6 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊金沢駐屯地
第336会計隊長 山崎 誠 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者連絡先

令和8年10月7日付で入札公告のありました「駐屯地構内道路補修工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6(3)ウに定める工程表を記載した書面
- 4 入札説明書6(3)エに定める契約書の写し又は「工事实績情報サービス（CORINS）」の写し

以 上

同種の工事の施工実績

会社名 _____

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受 注 形 態	
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有（CORINS 登録番号 _____） 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

記載要領

同種の工事の施工実績

会社名 _____

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する。)
	工期	○年○月～○年○月
	受注形態	単体／JV (出資比率)
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	(市街地・軟弱地質等)
	その他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

会社名

項 目	主任技術者又は監理技術者	
氏 名		
最 終 学 歴		
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		
工 事 概 要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） 無
申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況 等	工事名	
	発注者名	
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付すること。

記載要領

配置予定の技術者

会社名

項 目	主任技術者又は監理技術者	
氏 名		
最 終 学 歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)	
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許	(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)	
工 事 概 要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する)
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無
申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況 等	工事名	
	発注者名	
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付すること。

工 程 表

工事名: _____

会社名: _____

[illegible]

■ 工程管理に関する技術的所見

誓 約 書

分任契約担当官
陸上自衛隊金沢駐屯地
第336会計隊長 山崎 誠 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、過去____年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

誓 約 書

分任契約担当官
陸上自衛隊金沢駐屯地
第336会計隊長 山崎 誠 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理（主任・ 管理）技術者 現場代理人 担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	（中学校以降を記載）
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	（特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注： 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊金沢駐屯地

第336会計隊長 山崎 誠 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （記名・押印）

役 員 （記名・押印）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注：1 不要な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 社内に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注： 1 いずれかの「□」に「■」を付す。
 2 資料がある場合は、その写しを提出する。
 3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官
陸上自衛隊金沢駐屯地
第336会計隊長 山崎 誠 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （記名・押印）
役 員 （記名・押印）

- ※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。
- ※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。
- ※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

数量算出表

工事名称:駐屯地構内道路補修工事

番号	項目	名称	規格	数量等算出基礎	数量	算出根拠
土木工事						
1	道路維持修繕					
(1)	舗装版切断工	アスファルト舗装版	15cm以下	19.60 + 26.40	46.0	m
(2)	路面切削	全面切削6cm以下		945.10	945.1	m ²
(3)	殻運搬（路面切削）	D I D区間有り	14.5km以下	47.26	47.3	m ³
(4)	舗装版破砕	アスファルト舗装厚15cm以下	積込作業有り	945.10	945.1	m ³
2	道路舗装					
(1)	不陸整正	補足材料有り	29≦t<34mm	945.10	945.1	m ²
(2)	アスファルト舗装工	アスファルト混合物（13）	プライムコート PK-3	945.10	945.1	m ²
3	道路付属物設置工					
(1)	車止めブロック撤去	H120×L600		5.00	5.0	個
(2)	車止めブロック設置	H120×L600		7.00	7.0	個
4	区画線工					
(1)	熔融式（手動）	実線	20cm	20.00 + 5.40	25.4	m
(2)	熔融式（手動）	実線	45cm	3.00 + 3.00 + 4.50 + 4.50	15.0	m
(3)	熔融式（手動）	実線	15cm	37.60	37.6	m

入札書

分任契約担当官
陸上自衛隊金沢駐屯地
第336会計隊長 山崎 誠 殿

入札金額（税抜き） ¥

件 名 ： 駐屯地構内道路補修工事

令和8年11月17日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

入札公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

市場価格調査書依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊金沢駐屯地
第336会計隊長 山崎 誠 殿

件 名：駐屯地構内道路補修工事

¥

(工期約 日)

- ※ 市価調査書依頼書については、適正な価格の把握のためご協力をいただいているものです。
※ 金額の内訳が確認できる書類の提出をお願いいたします。

調査金額には消費税を含まない（外税）
履行場所：石川県金沢市1－8（陸上自衛隊金沢駐屯地）
提出期限：令和8年11月9日1200まで（FAX・メール可）
よろしく申し上げます。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

- ※ 押印を省略するには担当者氏名及び担当者電話番号の記入が必要です。